

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

1

No.235 | Jan. 2021



生産性向上術

—
Web
セミナー

新春 スペシャル企画

— 帰ってきた「ぶらトク」 —

〈労務のみらい〉副業・兼業と労働時間の通算制
〈相続のあれこれ〉三世代家族の生活費をお祖父ちゃんが支払っている
〈オフィスレポート〉大分事務所



新年おめでとうございます

旧年中は大変お世話になり誠にありがとうございます

本年も何卒よろしくお願い申し上げます

昨年はコロナに明け、コロナで幕を閉じるという、思ってもみなかった年になりました

今年がどのような年になるか予想もつきませんが、少なくともコロナ自体は終息に向かうのではないかと考えております

ただ、変わり始めた人の価値観、仕事観、生活スタイルが元に戻るとは思えません

昨年の年頭の挨拶で、10年で30%の事業者が減る話もしましたが、このコロナ禍で3年で30%の事業者が減る可能性が出てきたかもしれません

変化はピンチでありチャンスとも言います

丑年は「我慢」や「発展の前触れ」の年と言われるようですが、ピンチを粘り、チャンスを待つことで「発展」につなげたいところです

いずれにしろ、皆さま方の事業や資産が大きな変化にさらされる中、いよいよ「変化力」が試される時代と言えそうです

私どもも、お客様に「より選ばれる」存在であり続けることを目指して「本気」になってお客様のご要望にお応えする最高のサービスを心掛けてまいります

2021年も皆さまにとって良い年になりますよう心よりお祈り申し上げます

辻・本郷 税理士法人
理事長 徳田 孝司



ぶらぶら徳田理事長と行く

帰ってきた
ぶらトク

天高く 凧揚がるの巻



さあ、いよいよ新年です。コロナ禍での年明けとなりましたが、「スコープ」は今年も元気に多彩な情報をお届けしますので、本年もよろしくお願いします。今回の特集は新年スペシャルとして、スコープの人気企画「ぶらトク」が復活!お正月ということで和風作りに挑戦し、自分で作った凧を揚げました。さてさて、凧の出来栄はいかに。

楽しみ!

上手に
揚がるかな...

どんな
凧にしようかな?



2021年の
凧揚げを語って
もらいました。

凧づくり体験に参加したのは未来に羽ばたく
令和の税理士3人

思いっきり、
仕事を乐めます!



新宿ミライナタワー事務所
法人ソリューショングループ
チーフコンサルタント 税理士
内藤 敬伍

凧に書いたとおり、
「猪突猛進」で
我武者羅にがんばります!



新宿ミライナタワー事務所
法人ソリューショングループ
マネージャー 税理士
綿谷 基希

自分自身に限界を作らず、
そして臆さず、
新しいことに挑戦する1年に!



立川事務所
シニアコンサルタント
税理士
私市 圭子



帰ってきた
ぶらトク



天高く風揚がるの巻

理事長と一緒に風作り&風揚げ体験をしたのは、令和元年度(第69回)税理士試験に合格したフレッシュな3人。新宿ミライナタワー事務所の内藤敬伍さんと綿谷基希さん、そして立川事務所の私市圭子さん。まずは、日本橋にある風の博物館で和風づくりに挑戦。

まずは、

風づくりに挑戦!



① 風をデザイン
風の表面を自由にデザイン



② 竹ひごを貼る
骨となる竹ひごをバンドで接着



③ 糸をつける
最後に糸を結んで完成



糸を結ぶのが
意外と難しい...

取材協力:風の博物館

- 東京都中央区日本橋室町1-8-3 室町NSビル2F
- <https://www.taimeiken.co.jp/museum.html>
- 入場料:大人(高校生以上)220円
小中学生110円
- 開館時間:11時~17時
(日曜祝日休館)
- TEL:03-3273-0575
- 風作り体験:お問い合わせください(要予約)



風作りのご指導をして
いただいた風の博物館の
福岡正巳さん。

風の完成!



なかなかの
出来上がり!

ものづくりに風揚げと、
普段は使わない“脳”を
使いましたね。



いよいよ、

風揚げに挑戦!

風の博物館から都立木場公園に移動して、風揚げに挑戦です。
この日は、風はそれほど強くはなかったのですが、天気は快晴。
気持ちの良い青空の下での風揚げとなりました。



『おせち』の
風が揚がった~!

(おせちは「お客様目線、成長、
チャレンジ」を表しています。)

貴重な体験ができて
よかったです。引っ
かかって残念...

ああ、
どうしよう...



4つの風は、明るい2021年を映し出すかのように空
高く舞い上がりました。皆様のご健康とご多幸を心より
お祈りいたします。



教えていただいて、なん
とかできました。
すごく楽しかったです!

子供の頃にやった
風揚げのワクワク
する感じを思い出
しました。

風の博物館

風の博物館は、日本橋にある洋食レストラン「たいめいけん」の初代シェフ、茂出木心護氏が、趣味で収集した風のコレクション約300点を集めて1977年に開館しました。息子の茂出木雅章氏が2代目館長を継承して風の収集を充実させ、将来は3代目シェフの茂出木浩司氏に継がれることになります。たいめいけんの5階に開設していましたが、「日本橋1丁目再開発計画」に伴い中央区日本橋室町1-8-3 室町NSビル2階に移転しています。



お正月度
★★★★
ものづくり度
★★★★
懐かしい度
★★★★



社長の履歴書

10

President's
Resume

スキー場開発を通して
地域活性化を図る

辻・本郷 税理士法人が
お取引させていただいている企業のトップにフォーカスし、
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。
今回ご紹介するのは、スキー場の運営を行っている
「日本スキー場開発株式会社」の鈴木周平さんです。
経営者としての歩みの一端をご覧ください。



国内でも珍しい Gondola リフトを
モチーフにした「Gondola サウナ」

日本スキー場開発株式会社
代表取締役社長

鈴木周平氏

地域社会と一緒に スキー場を再生

経営難となったスキー場を買収し再生するビジネスを手掛けている日本スキー場開発株式会社。設立は2005年、現在8ヶ所のスキー場を運営しています。鈴木周平さんは、2011年に親会社の日本駐車場開発株式会社から転任となり、2012年に代表取締役社長に就任しました。鈴木さんはスキー場を再生する上でもっとも重要なことは地域社会と深いつながりを持つことで、地域の人や観光資源を主役とする事業展開が再生の鍵になると考えています。

「グリーンシーズン」に 集客促進

同社では「ウィンターシーズン」だけでなく、夏から秋までを「グリーンシーズン」と位置づけ、景色や自然などその地域ならではの楽しみ方を来場客に提供する取り組みを行っています。群馬県の川場スキー場では「幻のお米」と呼ばれている地元のコシヒカリ「雪ほたか」に注目し、それまで

道の駅で販売していたおにぎりの全面リニューアルを行い、5倍の売上拡大を実現しました。北志賀にある竜王スキーパークと白馬岩岳マウンテンリゾートでは絶景が望める山頂テラスを設置。夏場の来場客が飛躍的に増加しました。その他にもアドベンチャー施設を設置するなど、各スキー場の特性や地域の観光資源を最大限に活用した展開を実施。これによりスキー場だけでなく、地域社会の活性化にも大きく貢献しています。

同じ方向に歩みを進める

「最初は地元の方とも衝突しました。それでも、この地域をよくしていこうという思いはお互いに一緒でしたので、辛抱強く話を聞き、一生懸命会話をしていくことで、次第に理解を深めていきました。その結果、同じ方向に歩むことができるようになり、この10年

でようやく結果が出てきました」と鈴木さんはこれまでの道のりを振り返ります。

コロナ禍ではありますが、いよいよスキーシーズンの到来となります。同社では、レンタルウェアへの抗菌処理の実施や、リフト券にはICカードを使ったゲートシステムを導入したりするなど、万全のコロナ対策を施しお客様を迎える準備を整えています。バブル期にスキーを楽しんだ方、ブームに乗ってスノーボードを始めた方、この冬大自然のスキー場に行ってみてはいかがでしょうか。当時とは異なる、新たな楽しみが待っています。

BIOGRAPHY

- ・1976年
東京都出身
- ・2000年
監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所、パシフィックゴルフマネージメント（株）へ出向し、後に同社へ転籍
- ・2004年
パシフィックゴルフマネージメント（株）入社
- ・2006年
日本駐車場開発（株）へCFOとして入社し、2007年取締役就任
- ・2011年
日本スキー場開発（株）へ転任、同グループ川場リゾート（株）の代表取締役社長に就任
- ・2012年
日本スキー場開発（株）代表取締役社長就任

日本スキー場開発株式会社

日本駐車場開発株式会社の100%子会社として2005年に設立、2015年には東証マザーズに上場。白馬八方尾根スキー場など国内8ヶ所のスキー場を運営しています。ウィンターシーズンはもちろんのこと、オールシーズンの集客を行い、スキー場の再生に取り組んでいます。

<https://www.nippon-ski.jp/>
長野県北安曇郡白馬村大字北城6329-1
TEL 0261-72-6040

優待プランのご案内

こちらのQRコードよりWebサイトの専用ページにアクセスいただき、お得な優待プランをぜひご利用ください。（パスワード:gomountain）



労務の未来

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 社会保険労務士 鈴木 裕貴 〕

副業・兼業と労働時間の通算制

副業・兼業を推進する上で障害となっている「労働時間の通算制」に関して、新たな行政通達が発出されました。

1. 副業・兼業

現状、副業・兼業を全面的に禁止している会社は多いでしょう。しかし、労働者の私生活の尊重や職業選択の自由の観点から、これは問題です。下級審裁判例では、副業・兼業を許可制とする就業規則規定には合理性が認められるが、全面的に禁止する就業規則規定には合理性が認められないとされています（小川建設事件・東京地決昭和57・11・19労判397号30頁など）。そのため、会社は副業・兼業に全く無関係ではられません。

2. 労働時間の通算制

労働時間の通算制は、会社が異なる場合であっても、労働時間を通算するという制度です（労基法38条）。たとえば、A社で5時間労働した後、B社で5時間労働した場合、その日の労働時間は（通算して）10時間となります。

労働時間の通算制は、副業・兼業を推進する上で障害となっています。たとえば、上記の例の場合、（1日の法定労働時間を超えた）2時間について割増賃金が発生しますので、①後に働いたB社は2時間分の割増賃金を支払わなければなりません。また、②そもそもB社がA社での労働時間を把握できないとすると、B社は割増賃金の不払いとなります。

3. 行政通達

このようななか、行政通達で「労働者からの申告等がなかった場合には労働時間の通算は要せず、また、労働者からの申告等により把握した他の使用者の事業場における労働時間が事実と異なっていた場合でも労働者からの申告等により把握した労働時間によって通算していれば足りる」（令2・9・1基発0901第3号）とされたことは注目に値します。これにより、労働時間の通算制における上記②の問題が解消されるからです。

今後もこのような動きには注意していく必要があります。



「生命保険の税務①〈法人〉」

法人向けの生命保険は課税庁と保険会社の「イタチごっこ」と表現されることがあります。

法人税務の概要

法人での生命保険契約の取扱いは非常に複雑です。例えば、保険商品が死亡保険であるのか医療保険なのか、保険期間は終身なのか定期（期間に限りがある）なのかなどにより、保険料の取扱いが異なります。その取扱いを3つに大別すると、①全額損金、②半分損金、③全額資産（全て経費とならない）に分かれます。

イタチごっこと言われる理由

死亡保険についての保険料の取扱いをみると、以前は保険期間が終身であれば全額資産計上となり、定期であれば全額損金計上でした。それでは、定期であるが100歳まで保障の続く保険はどうだろうか？この新たな商品について課税庁は、長期平準定期という枠を新たに設けて半損という取扱いにしました。保険会社は更に、死亡保険でなければこの取扱いがないとして、新たに「がん保険商品」を登場させました。当初は全額損金の取扱いでしたが、課税庁は一定期間後に半損しか認めないという取扱い（H24.4.27法人税基本通達改正）に改めています。

昨今の大改正「バレンタイン・ショック」

金融庁は平成31年2月13日に各保険会社に対して節税商品の見直しを要請し、翌日に保険会社はその要請を受け節税商品の販売停止を行いました。これに伴い従来の法人での節税商品の取扱いがほとんどなくなりました。ただ一部ですが、医療保険の短払保険など法人活用できる保険商品はまだ残っています。

この大改正もイタチごっこの一つですが、今後も現行の取扱いを踏まえた新たな保険商品の開発が行われこの状況は続くのではないのでしょうか。



1分で
わかる

税金
の
はなし



京都事務所
会社設立センター
宇都宮 健太

あ 相 気 ち れ 続 に よ こ の な つ れ の る と

木村 信夫の

『三世代家族の生活費を すべてお祖父ちゃんが支払っている』

1 ある家族の生活スタイル

お祖父ちゃん・お祖母ちゃん、子供の太郎さん・その妻の花子さん、孫の一郎さん・二美さんの3世代が同居している家族がいます。

お祖父ちゃんは昔気質で自分が家長であることから、この家族全員の生活費をすべて支払っています。その生活費は大体、毎月20万円から30万円くらいかかっています。

このお祖父ちゃんが支払った生活費には贈与税がかかるのでしょうか？

また、将来的には相続の時に問題となるのでしょうか？

2 いくつかの説が(？)

太郎さんは近所で同じような家族がいてその生活費が問題となったとウワサで聞いて心配となり、いくつかの会計事務所に相談に行きました。

(A会計事務所)

扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためのもので、通常と認められるものには贈与税を課税しないことになっています。太郎さん家族は同居していて、しかもお祖父ちゃんが年長者で家長的存在であるとも言えるので、家族全員の生活費を支払っていても問題にはならないと考えます。それに家族の中で誰がいくら生活費を負担しなさいとはどこにも書いていません。

(B会計事務所)

一般論とすれば扶養義務者相互間の生活費は非課税となっていますが、気になるのは次の通達です。生活費等で通常と認められるものとは、「被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められるものをいうものとする。」と書いてあります。

それに常識的に言っても、太郎さんが働けないのであればともかく、働いてそれなりに収入があるのであれば、せめてお祖父ちゃんと半々くらいは支払えるのではないですか。

3 常識的な生活費であれば…

社会通念上常識的な生活費であれば問題ないと考えられますが、生活費としてもらっていても余った金額が誰かの預金になっていたら相続税が課税されます。

また、いくら名目が生活費でも「通常必要な」限度を超えて財産の移動があった場合には贈与税が課税されますのでご注意ください。



#11

生産性向上術

Webセミナー



トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。

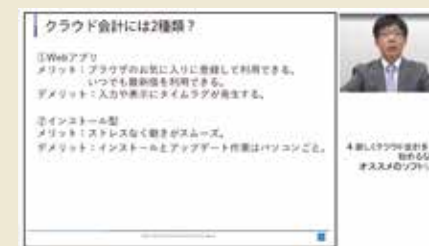
今回は、昨年12月8日～14日にWeb配信しました辻・本郷セミナー『クラウド化で実現するバックオフィス業務の生産性向上術』についてご報告します！

このセミナーは、ITツールを活用した生産性向上向上セミナーとして二回に分けて配信しました、第一回目は、事業開発推進本部 生産性向上担当 責任者の野呂より『「知る人ぞ知る！タダでもここまでできる超効率化」』を配信し皆さんが業務で利用するPDFを「Adobe Reader(アドビ・リーダー)」を使った超便利機能のご紹介やMicrosoft OfficeのExcelやPowerPointを使った隠れたすごワザを紹介しました。

私も受講したわ。知らなかった機能をたくさん紹介してくれて早速PDFの注釈機能を使っているわ。

知らなかった便利な機能はたくさん埋もれているので、新しいツールを入れる前に普段使っているツールで効率化できないか、テクニックを探してみるのも良いかもしれませんね。

第二回目は、クラウドソフトを活用したバックオフィス業務の生産性向上についてお話しました。経費精算や勤怠など、このコラムでも紹介したクラウドソフトの導入によって「人がシステムを使って業務を動かす」から「システムが人をアシストして業務を動かす」にシフトすることによって業務効率化と経営状況の早期可視化を実現できることをお話しました。



昨年は、えびちゃんに相談して、会計システムに繋がる業務ソフトがたくさんあることに気づかされたけど、今回のWebセミナーでもっと興味が沸いたわ。セミナーの最後に案内していた「リモート面談」はありがたいわ！

導入すれば業務効率化に大きく貢献するクラウドソフトですが、自社に合ったシステム選定は、実はかなり時間と労力を割くことになります。そういったことでお困りの際は、まずは相談無料のリモート面談でお気軽に相談ください！

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 税理士法人 経営企画室 システムグループ 海老原(えびちゃん)まで ☒ a.ebihara@ht-tax.or.jp





社・本郷 税理士法人

オフィスレポート

Vol. 13

大分事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。

第13回目となる今回は、大分からのレポートです。



2011年10月に開設された大分事務所は、約9年後の現在、大分駅北口の府内中央口広場から徒歩約3分の場所に事務所を構えています。事務所の窓からは大分駅前や祝祭の広場（イベント会場）が見渡せますので、大分市のトレンドを見逃さない絶好のスポットに位置しています。

また事務所内は、ワンフロアなのでメンバー同士のコミュニケーションも取りやすく仕事がしやすい環境にあります。

大分事務所に在籍しているメンバーも今では総勢

10名になり、税務顧問業だけでなく、相続や事業承継、会社設立など多種多様なお客様のお悩みや相談についてサポートしています。

昨年は、新型コロナウイルスの影響でリモートワークはもとより、お客様との接触もままならない不安な状況が続きました。今年もまだまだ安心できる状況ではありませんが、「元気な大分」にいち早く戻れるようメンバー全員で頑張っていく2021年になると感じています。



大分事務所 所長

栗原 宮紀

2014年 社・本郷 税理士法人入社。
法人の税務顧問、事業承継・相続コンサルティング業務に従事。大分県内を中心に、経営者の方のお悩みをサポートすべく山方面、海方面へと奔走している。趣味は筋トレ、フットワーク軽く動ける体を目指している。

あなたの考える大分の魅力とは？

大分は、北は中津から南は佐伯まで、山あり谷(耶馬溪)あり、もちろん海もありの魅力にあふれた土地です。グルメについても、関アジ・関サバ、りゅうきゅうなどからとり天など、肉あり魚ありのまさに多士済々。そして、何より外せないのは、やはり温泉です。大分市からだ、別府・湯布院ともに一時間くらいでアクセスできます。このご時世ではありますが、大分にお越しになる機会がありましたら、ぜひグルメに温泉と楽しんでください。



STAFF
RECOMMEND



とり肉の天ぷらで「とり天」です。すだち…ではなく、かぼすポン酢にさつとぐらせていただきます。(安井)



四季折々の花々が楽しめるくじゅう花公園。一年中楽しませてくれます。(甲斐)



別府市内にある八幡竈門神社。「鬼滅の刃」でとても楽しい感じです。(本田)



大分空港では、『おんせん県おおいた!』の各温泉地の桶とかぼすタワーが皆様をお出迎え。(峯)



大分にはグルメがいっぱい。豊後牛も美味しいです。(吉原)



大分県南にある豊後二見ヶ浦。ここから見る初日の出は一見の価値あります。(本田麻)

大分事務所

〒870-0035

大分県大分市中央町1-1-3

朝日生命大分ビル4階

TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006



Tsui Hongo News

令和3年度 税制改正オンラインセミナー

参加費無料

お申し込み・お問い合わせ

◎お問い合わせ：メール consuldiv@ht-tax.or.jp 電話 0120-016-712

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc4/>



【視聴可能期間】1月28日(木) 12:00～2月10日(水) 23:59

法人向け

『令和3年度税制改正（法人課税及び周辺項目編）』

令和3年度税制改正の内容を、法人に関係する部分を中心に徹底解説（※講演時間 約30分）
◎講師：辻・本郷 税理士法人 北千住事務所 マネージャー 税理士 羽藤 徹夫

個人向け

『令和3年度税制改正（個人課税及び周辺項目編）』

令和3年度税制改正の内容を、個人に関係する部分を中心に徹底解説（※講演時間 約30分）
◎講師：辻・本郷 税理士法人 相続部 シニアコンサルタント 税理士 井口 麻里子

法人向け

『税制改正により急加速するペーパーレス会計』

令和3年度税制改正により実現する証憑地獄からの脱却（※講演時間 約15分）
◎講師：辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 ITコンサル部 シニアマネージャー 久和 大輝

法人向け

『大幅に拡充される設備投資減税』

令和3年度税制改正により大幅に拡充される設備投資減税の活用方法（※講演時間 約15分）
◎講師：辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 企業支援部 シニアマネージャー 金子 均

辻・本郷オンラインセミナー

◎お問い合わせ：メール consuldiv@ht-tax.or.jp 電話 0120-730-706

セミナー一覧・お申し込み

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc2/>



『安積が解説 重大リスクを回避する！所得税確定申告のポイント』

参加費：¥5,000

【視聴可能期間】1月7日(木) 12:00～1月13日(水) 23:59 ※講演時間は約90分となります。

◎講師：辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

『いまさら聞けない相続のはなし【第二回】地域密着！相続セミナー～あなたの地域の相続のこと教えます～』

参加費：無料

【視聴可能期間】1月12日(火) 12:00～1月25日(月) 23:59 ※講演時間は約30分となります。

一口に「相続」といっても、地域ごとに事情は大きく異なります。あなたの地域特有の相続事情を実際の事例を用いてお伝えします。現在お住まいの地域やご出身地など、全13エリアの中からご関心のあるエリアをぜひご視聴ください。

1) あなたの地域で相続税を申告する人ってどれくらい？ 2) 地域ならではの相続事情!? 3) 実際にあった相続のエピソード

◎講師：辻・本郷 相続センター 専門コンサルタント

お申し込みの方、先着3,000名様に冊子「相続かるた」をプレゼント



相続セミナー ※ご来場いただく会場セミナーとなります。

参加費無料

お申し込み・お問い合わせは各事務所まで

『令和3年税制改正（個人・資産税）の概要【座談会】』

座談会14:00～／相談会15:00～

◎登壇者：辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫 他

札幌 | 1月27日(水)

◎会場：かでの2・7 940会議室
◎詳細：札幌事務所 011-272-1031

新潟 | 1月21日(木)

◎会場：新潟日報メディアシップ ナレッジルームA
◎詳細：新潟事務所 025-255-5022

沖縄 | 1月26日(火)

◎会場：沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室
◎詳細：沖縄事務所 098-941-3230

遺産相続・ キャプティブ保険 ガイド

from Hawaii

アメリカ・ハワイ州における国際税務や遺産相続について
現地在住の弁護士が具体的な事例をご紹介します。

今回のテーマ：トラストとは

トラストとは、その書面上任命される受託者(Trustee)が、トラストという「箱」の中に入れた資産を、受益者(Beneficiary)のために管理するための書面を言います。

「U.S.トラスト」と「外国籍のトラスト」

通常、アメリカにおいて作成するトラストは、「U.S.トラスト」と見なされません。しかし、トラストの受託者にアメリカの非居住者、またはアメリカ市民でありながら、アメリカの国外に居住する方を任命した場合、アメリカの税務当局からは、「外国籍のトラスト」として見なされる可能性があります。その場合、「外国籍のトラスト」は、「U.S.トラスト」よりも、より厳しい税務支払義務等を課される可能性があります。

連邦規則上、「U.S.トラスト」にするには、 受託者(Trustee)がアメリカ居住者でなければならない

連邦規則上、「アメリカ人※」がトラストに関する重要な決断を下す権限を有している場合、トラストは「U.S.トラスト」と見なされます。こちらの規則上、アメリカの非居住者、またはアメリカ市民でありながら、アメリカの国外に在住する方を受託者に任命することは控えた方が賢明かもしれません。アメリカで永住権を所有されている、またはアメリカ市民でアメリカに在住している方等を受託者に任命する方がより賢い選択かもしれません。

※アメリカ人とはアメリカ居住者、アメリカ市民でアメリカに在住する方等を含みます。

最後に

トラストを作成する際、受託者に任命する方の国籍や、アメリカでの居住形態等をまず確認してから、トラスト作成を進めて行くことをお勧めします。



本郷 友香(ほんごう ゆか)

TH弁護士法人パートナー 米国弁護士

プロベートやTransfer on Death Deed等を含む、遺産相続に関するサービスを提供しています。また、ハワイ州でのキャプティブ保険会社の設立や、設立後の維持管理等を含むサービスも提供しています。

✉ info@hongolaw.com 🌐 <http://www.hongolaw.com/>



札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 一関中央ビル2階 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階 TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
いわき事務所	〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階 TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
宇都宮事務所	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階 TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
熊谷事務所	〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階 TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
所沢事務所	〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階 TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802
千葉事務所	〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階 TEL.043-227-7610 FAX.043-227-7611
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
亀戸事務所	〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階 TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665
北千住事務所	〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11 朝日生命北千住ビル7階 TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031
秋葉原事務所	〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
東京事務所	〒100-6920 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング20階 TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿センタービル事務所	〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階 TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301(代表) FAX.03-5323-3302
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
練馬事務所	〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階 TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市市中町1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
センター南事務所	〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央17-26 ビクトリアセンター南2階 TEL.045-947-0570 FAX.045-947-0577
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
長野事務所	〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1 長栄長野東口ビル6階 TEL.026-291-6066 FAX.026-291-6067
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入西谷鉦町79番地 ヤサカ四条烏丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
関西事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階 TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル 5階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
長門事務所	〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
熊本事務所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階 TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
鹿児島事務所	〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階 TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフェナ旭橋B街区ビル1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

